

市第64号議案

横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部改正

横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部を改正する条例

横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例（昭和33年4月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「にいう」を「に規定する」に改め、「女子」の次に「及び同条第2項に規定する配偶者のない男子」を加え、「児童及び」を「児童並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

提 案 理 由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例で、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 母子家庭児童等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年母子及び寡婦福祉法法律第 129 号）第 6 条第 1 項 に規定する配偶者のない女子 及び 同条第 2 項に規定する配偶者のない男子 が扶養している 児童並 びに 同法附則第 3 条第 1 項に規定する 父母のない児童並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づき措置されている児童

（第 2 号省略）